

桑名市教育委員会告示第12号

桑名市教育委員会公認地域クラブ取扱に関する要綱を次のように定める。

令和7年4月28日

桑名市教育委員会教育長 加藤 眞 毅

桑名市教育委員会公認地域クラブ取扱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、桑名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する地域クラブの公認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公認の定義)

第2条 この告示において公認とは、地域団体等が実施するクラブ活動を学校部活動に代わりうる活動として認定し、公認資格を付与することをいう。

(対象となる地域クラブ)

第3条 公認の対象となる地域クラブは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の中学生が参加できるクラブであること。
- (2) 活動拠点は原則として市内とし、活動場所までの移動について、生徒及びその保護者の過度な負担とならないこと。
- (3) 営利目的を主とした運営でないこと。
- (4) 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員及び指導者が運営及び指導に携わっていること。
- (5) 次に掲げる要件を満たす規約又は会則を作成し、その内容が社会通念上適正であると認められること。
 - ア 活動の目的が記載されていること。
 - イ 入退会について記載されていること。
 - ウ 運営に必要な会費を徴収し、その会費について記載されていること。
 - エ 代表、副代表及び会計又はそれらに準ずる役員を置くことが記載されていること。この場合において、複数の役員を兼ねることはできないものとする。
 - オ 保護者向けの説明会について記載されていること。
 - カ 活動の方針及び実績について、参加している生徒の所属校と情報共有を行うこと。
- (6) 教育委員会が主催する指導者研修を受講し、又は教育委員会が同等と認める資格を有する役員又は指導者が運営及び指導に携わること。
- (7) 学校管理下の部活動で継承されてきた教育的意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質及び能力の向上を主たる目的として活動すること。
- (8) 体罰及び暴言は生徒の人権を侵害する違法行為であることを理解し、人権を尊重して活動を行うこと。
- (9) 長時間の活動を行うことは、スポーツ外傷・障害、バーンアウト、精神的不安定等のリスクが高まることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるよう、教育委員会が別に定める桑名市部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針に準じた活動日数及び活動時間を設定すること。
- (10) 生徒の発達段階及び健康の状態並びに気温等の環境を考慮し、指導内容、練習時間、水分補給、休憩時間等を設定すること。
- (11) 活動場所の施設管理者と連携した用具及び施設の点検、保護者及び関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行う等、生徒の安全確保に万全を期すること。
- (12) 指導者及び参加する中学生は、活動時の事故等に対応するための保険に加入すること。

(公認の申請)

第4条 地域クラブ活動の公認を受けようとする地域クラブ活動の代表者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 地域クラブ公認申請書（様式第1号）
- (2) 地域クラブ認定要件確認書（様式第2号）
- (3) 前条第5号に規定する規約又は会則を明記した書類
- (4) その他地域クラブの概要が分かる資料

2 教育委員会は、活動の内容を審査するため、前項の申請書のほか必要な資料の提出を求めることができる。

(認定又は不認定の通知)

第5条 教育委員会は、認定した場合には、地域クラブ公認通知書(様式第3号)を、不認定とした場合には、地域クラブ不認定通知書(様式第4号)を当該地域クラブの代表者に交付するものとする。

(認定の取消)

第6条 教育委員会は、前条の規定により公認を受けた地域クラブが第3条各号のいずれかに違反し、又はその本来の目的から逸脱していると認められるときは、当該公認を取り消すことができる。この場合において、教育委員会は、地域クラブ公認取消通知書(様式第5号)を当該地域クラブの代表者に交付するものとする。

附 則

この告示は、令和7年5月1日から施行する。